

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 未分割のアパートの家賃収入

Q : 父が亡くなり、賃貸の用に供しているアパートを、私を含め3人で相続しましたが、遺言もなく、遺産分割については協議中です。ところで、このアパートの家賃はすべて母の名義で預金していますが、全額母の所得として申告するのでしょうか。

A : 分割が行われるまでは、相続人の法定相続分に応じて申告します。

【解説】

共同相続財産について遺産分割が行われていない場合のその相続財産は、各共同相続人の共有に属するものとされていますから、その相続財産から生ずる所得は、各共同相続人に、その相続分に応じて帰属するものと解されます。

したがって、遺産分割協議が調わないため、共同相続人のうちの特定の人が所得を管理しているような場合であっても、その特定の人がその遺産を相続したわけではありませんので、その特定の人だけにその所得が帰属するとして、全額をその人の所得として申告することはできません。

ちなみに、将来遺産分割が行われた場合には、分割協議により相続した相続人が、その分割された日の属する年分の所得からその取得した財産から生ずる所得について確定申告をすることになります。ただし、実際に分割された相続分と未分割の状態ですべての所得を申告した時の相続分が異なっても、相続開始時にさかのぼって修正申告又は更正の請求をする必要はありません。

